

臨職協スキルアップ講座

第1回：賃金

条例から学ぼう



2023年11月15日(水)
18時30分～20時

① 薩摩川内市 条例

約 616,000 件の結果

satsumasendai.lg.jp

例規及び議案／薩摩川内市

② Reiki-Base インターネット版

ウェブ 薩摩川内市例規類集 (内容現在 令和5年7月6日)

さらに詳しく探す

ホーム／薩摩川内市

Reiki-Base インターネット版

人気の商品に基づいたあなたへのおすすめ・フィードバック

satsumasendai.lg.jp

Reiki-Base インターネット版

薩摩川内市例規類集
(内容現在 令和5年7月6日)

③

- 体系目次
- 五十音順目次

薩摩川内市例規類集

内容現在 令和5年7月6日

体系 五十音

体系目次

- 第1編 総 規
- 第2編 議 会
- 第3編 執行機関
- 第4編 人 事
- 第5編 給 与
 - 第1章 報酬・費用弁償
 - ④ 第2章 給料・手当等
 - 第3章 旅 費
- 第6編 財 務
- 第7編 教 育
- 第8編 厚 生
- 第9編 産業経済
- 第10編 建 設
- 第11編 公営企業
- 第12編 消 防

- 薩摩川内市職員の特殊勤務手当の支給に関する条例施行規則 ◆平成16年10月12日
- 薩摩川内市職員の初任給調整手当の支給に関する規則 ◆平成16年10月12日
- 薩摩川内市職員の期末手当及び勤勉手当の支給に関する規則 ◆平成16年10月12日
- 薩摩川内市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例附則第4条の規定による職務の級における最高の号給を超える給料月額等を受ける職員の切替日における号給を定める規則 ◆平成18年3月30日
- ⑤ 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例 ◆令和元年9月26日
- 薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則 ◆令和元年9月26日
- 薩摩川内市技能、労務職員就業規則 ◆平成16年10月12日
- 薩摩川内市技能、労務職員の給与の種類及び基準に関する条例 ◆平成16年10月12日
- 薩摩川内市技能、労務職員の給与に関する規則 ◆平成16年10月12日
- 薩摩川内市技能、労務職員の給与の特例に関する規則 ◆平成25年3月29日

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(会計年度任用職員の区分)

第2条 次の各号に掲げる会計年度任用職員の区分は、それぞれ当該各号に定める職員とする。

- (1) 会計年度任用一般職員 法第22条の2第1項第2号に規定する職員
⇒フルタイムの会計年度任用職員
- (2) 会計年度任用短時間職員 法第22条の2第1項第1号に規定する職員
⇒パートタイムの会計年度任用職員

フルタイム = 給料

(会計年度任用職員の給与の種類)

第3条 **会計年度任用一般職員**の給与の種類は、**給料**、初任給調整手当、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、特地勤務手当、**時間外勤務手当**、**休日勤務手当**、**夜間勤務手当**、退職手当、宿日直手当及び**期末手当**とする。

2 **会計年度任用短時間職員**の給与の種類は、**報酬**及び**期末手当**とする。

パートタイム = 報酬

フルタイムの会計年度任用職員

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(給料)

第5条 会計年度任用一般職員の給料は、**その職務の内容と責任に応じ、常勤の職員**(地方自治法第204条第1項に規定する職員(法第3条に規定する一般職に属する職員に限る。))のうち、短時間勤務職員([薩摩川内市職員の給与に関する条例\(平成16年薩摩川内市条例第57号。以下「給与条例」という。\)](#)第7条に規定する短時間勤務職員をいう。)**及び会計年度任用一般職員を除いた職員をいう。以下同じ。)**の給料との権衡等を考慮して、[次の各号](#)に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める額を超えない範囲内で任命権者が別に定める。

- (1) [次号](#)に規定する職種以外の職種 月額400,000円
- (2) 医師 任命権者が別に定める額

○薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

第5条 会計年度任用一般職員は、**その職務の内容に応じ、薩摩川内市職員の給与に関する条例**(平成16年薩摩川内市条例第57号。以下「給与条例」という。)第5条第1項第1号に掲げる行政職給料表又は[同項第2号](#)に掲げる医療職給料表(以下これらを「給料表等」という。)の適用を受けるものとする。

2～5 略

6 [第1項](#)及び[第2項](#)の規定にかかわらず、給料表等に改正があったときは、当該改正された給料月額は**翌年度の4月1日から適用し、改正があった年度内においては、なお従前の例**による。

パートタイムの会計年度任用職員

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(報酬)

第10条 会計年度任用短時間職員の報酬は、月額、日額、時間額及び年額によるものとし、**その職務の内容と責任に応じ、常勤の職員の給料との権衡等を考慮して、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が別に定める。**

(1) 次号に規定する職種以外の職種 月額により報酬を定められている会計年度任用短時間職員(以下「月額の会計年度任用短時間職員」という。)にあつては400,000円を、日額により報酬を定められている会計年度任用短時間職員(以下「日額の会計年度任用短時間職員」という。)にあつては15,000円を、時間額により報酬を定められている会計年度任用短時間職員(以下「時間額の会計年度任用短時間職員」という。)及び年額により報酬を定められている会計年度任用短時間職員にあつては任命権者が別に定める額

(2) 医師 任命権者が別に定める額

○薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(会計年度任用職員の種別)

第4条 条例第10条第1号に掲げる会計年度任用短時間職員は、次の各号に掲げる会計年度任用短時間職員の種別の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める者とする。

- | | |
|---------------------|--|
| (1) 月額の会計年度任用短時間職員 | 1週間の勤務時間が常勤の職員の4分の3又は2分の1に相当する時間で勤務する者 |
| (2) 日額の会計年度任用短時間職員 | 特定の時期に限り、日を単位として勤務する者 |
| (3) 時間額の会計年度任用短時間職員 | 特定の時期に限り、時間を単位として勤務する者 |
| (4) 年額の会計年度任用短時間職員 | 略 |

給料及び報酬の決定の基準

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(新たな任用による職務の級及び号給の決定基準)

第6条 **新たに任用する月額**の会計年度任用短時間職員の職務の級及び号給の決定については、その職務の内容と責任に応じ、[別表第2](#)又は[別表第3](#)に掲げる**月額**の会計年度任用短時間職員の報酬との権衡等を考慮して決定する。

○薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(再度任用の場合による職務の級及び号給の決定基準)

第7条 4月1日に再度任用する**月額**の会計年度任用短時間職員で、同日の前日から引き続き同一と認められる職務に従事することとされる者の職務の級の決定については、同日から起算して前1年間におけるその者の勤務成績に応じ決定するものとする。

2 [前項](#)の規定により職務の級を決定される者の号給の決定については、再度任用する日の前日から起算して前1年間におけるその者の勤務成績が良好である場合にあっては同日においてその者が受けていた号給の**1号給上位の号給**とし、同期間におけるその者の勤務成績が良好でない場合にあっては同日においてその者が受けていた号給と同一とする。

3 略

4 略

○薩摩川内市初任給、昇格、昇給等の基準に関する規則

別表第1(第3条関係)

ア 行政職給料表(一)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	(1) 主事補の職務 (2) 主事(2級に掲げる主事を除く。)の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主任補の職務
4級	(1) 主任の職務 (2) 総括主任の職務
5級	参事補の職務
6級	参事の職務
7級	参与の職務

別表第2(第4条関係)

行政職給料表

ア 行政職給料表(一)級別資格基準表

試験	学歴免許等	職務の級							
		1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	
正規の試験	上級	大学卒		3	4	4	2	別に定める	別に定める
			0	3	7	11	13		
	中級	短大卒		5.5	4	4	2	別に定める	別に定める
			0	6	10	14	16		
	初級	高校卒		8	4	4	2	別に定める	別に定める
			0	8	12	16	18		

備考 試験欄の「正規の試験」の区分に掲げる「上級」、「中級」及び「初級」の区分は、それぞれ国家公務員採用Ⅱ種試験、中級試験及びⅢ種試験に準ずる正規の試験を示す。

職分類	職名	基礎号給	上限号給	勤務割合	昇給額
I 種	行政事務補助員	行政職給料表の1級1号給に相当する職務の級及び号給 $162,100 \times 1/2 = 81,000$	行政職給料表の1級3号給に相当する職務の級及び号給 $164,400 \times 1/2 = 82,200$	2分の1	1,200
II 種	行政事務専門員(II種)	行政職給料表の1級14号給に相当する職務の級及び号給 $177,600 \times 3/4 = 133,200$	行政職給料表の1級16号給に相当する職務の級及び号給 $180,700 \times 3/4 = 135,500$	4分の3	2,300
	ダム管理業務専門員				
	学校用務専門員				
	学校司書補業務専門員				
III 種	行政事務専門員(III種)	行政職給料表の1級22号給に相当する職務の級及び号給 $189,600 \times 3/4 = 142,200$	行政職給料表の1級24号給に相当する職務の級及び号給 $194,000 \times 3/4 = 145,500$	4分の3	3,300
	医療費適正化業務専門員				
	特定健診等業務専門員				
	隣保館長				
	診療報酬明細書点検業務専門員				
	ファミリー・サポート・センター業務専門員				
	農産物加工指導員				
排水機場管理業務専門員					
IV 種	行政事務専門員(IV種)	行政職給料表の1級26号給に相当する職務の級及び号給 $197,900 \times 3/4 = 148,400$	行政職給料表の1級28号給に相当する職務の級及び号給 $200,900 \times 3/4 = 150,700$	4分の3	2,300
	消費生活相談員				
	看護師業務専門員(予防接種)				
	診療所看護助手業務専門員				
	診療所調理業務専門員				
	診療所歯科助手業務専門員				
	生活保護面接相談員				
	就労支援員				
	相談支援員				
	利用者支援事業業務専門員				
	青少年教育指導員				

金額

2023人勧による
勧告額

職分類	職名	基礎号給	上限号給	勤務割合	昇給額
V種	行政事務専門員(V種)	行政職給料表の1級35号給に相当する職務の級及び号給	行政職給料表の1級37号給に相当する職務の級及び号給	4分の3	1,900
	秘書事務専門員				
	車両管理業務専門員				
	環境保全業務専門員				
	診療所窓口業務専門員				
	診療所調理業務主任専門員				
	年金調査員				
	医療扶助相談・指導員				
	適正保護推進員				
	手話通訳業務専門員				
	農地中間管理事業推進員				
	地域林政アドバイザー(V種)				
	水産専門員				
	観光船運航補助員業務専門員				
	道路維持補修等業務専門員				
	議会事務専門員				
	バス運転手業務専門員				
	適応指導教室主任指導専門員				
	社会教育指導員				
水道業務作業専門員					

$$210,600 \times 3/4 = 158,000$$

$$213,200 \times 3/4 = 159,900$$

職分類	職名	基礎号給	上限号給	勤務割合	昇給額		
VI種	施設点検業務専門員	行政職給料表の1級48号給に相当する職務の級及び号給	行政職給料表の1級50号給に相当する職務の級及び号給	4分の3	1,300		
	無線設備整備業務専門員						
	清掃等業務専門員						
	介護予防業務専門員						
	保健事業地域支援業務専門員(VI種)						
	女性・家庭生活支援相談員						
	保育士業務専門員						
	感染症予防ワクチン接種補助業務専門員						
	道路調査設計等業務専門員						
	建築士業務専門員					$224,500 \times 3/4 = 168,400$	$224,500 \times 3/4 = 169,700$
	養護教諭業務専門員						
	幼稚園教諭業務専門員						
	少年自然の家指導員						
	少年自然の家施設管理補助員						
少年自然の家栄養士業務専門員							
VII種	庁舎機械設備管理業務専門員	行政職給料表の2級38号給に相当する職務の級及び号給	行政職給料表の2級40号給に相当する職務の級及び号給	4分の3	1,800		
	保健師業務専門員						
	助産師業務専門員						
	栄養士業務専門員						
	介護認定訪問調査業務専門員						
	介護給付費適正化業務専門員						
	介護相談業務等専門員						
	認知症地域支援業務専門員						
	地域包括ケア体制推進コーディネーター業務専門員					$256,700 \times 3/4 = 192,500$	$259,000 \times 3/4 = 194,300$
	介護予防地域支援業務専門員						
	障害認定訪問調査相談業務専門員						
	保健事業地域支援業務専門員(VII種)						

期末手当の支給決定と支給額の基準

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(会計年度任用職員の期末手当)

第19条 期末手当は、**6月1日及び12月1日**(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する月額^の会計年度任用職員のうち、**任期が6箇月以上である者に対して支給**する。これらの**基準日前1箇月以内に退職し、若しくは失職し、又は死亡した職員についても同様**とする。

2 任期の定めが6箇月に満たない本市の会計年度任用職員の1会計年度内における任期の合計が6箇月以上に至ったときは、当該会計年度任用職員は、当該会計年度において、[前項](#)に規定する任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。

3 6月に期末手当を支給する場合において、前会計年度の末日まで本市の会計年度任用職員として任用され、同日の翌日に本市の会計年度任用職員として任用された者の任期(6箇月未満のものに限る。)と前会計年度における任期(前会計年度の末日を含む期間の任用に係るものに限る。)の合計が6箇月以上に至ったときは、[第1項](#)の任期の定めが6箇月以上の会計年度任用職員とみなす。

4 期末手当の額は、期末手当基礎額に、規則で定める支給割合を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

5 略

6 略

7 略

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

(期末手当の支給割合)

第11条 [条例第19条第4項](#)の規則で定める支給割合は、[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、それぞれ[当該各号](#)に定める支給割合とする。

(1) 月額の会計年度任用一般職員 [給与条例第29条第2項](#)に定める割合

(2) 月額の会計年度任用短時間職員 [給与条例第29条第3項](#)に定める割合

2 [前項](#)の規定にかかわらず、[給与条例第29条第3項](#)に定める期末手当基礎額に乗じる割合に改正があったときは、当該改正された割合は翌年度の4月1日から適用し、改正があった年度内においては、なお従前の例による。

薩摩川内市職員の給与に関する条例

(期末手当)

第29条 略

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の120を乗じて得た額に、基準日以前6箇月以内の期間における当該職員の在職期間の[次の各号](#)に掲げる区分に応じ、[当該各号](#)に定める割合を乗じて得た額とする。

(1) 6箇月 100分の100

(2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80

(3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60

(4) 3箇月未満 100分の30

3 定年前再任用短時間勤務職員に対する[前項](#)の規定の適用については、[同項中](#)「100分の120」とあるのは「100分の67.5」とする。

会計年度任用職員の給料・報酬の考え方と問題点

再 掲

薩摩川内市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

第10条 会計年度任用短時間職員の報酬は、月額、日額、時間額及び年額によるものとし、その職務の内容と責任に応じ、常勤の職員の給料との権衡等を考慮して、次の各号に掲げる職種の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を超えない範囲内で任命権者が別に定める。

ア 行政職給料表(一)級別職務分類表

職務の級	職務
1級	(1) 主事補の職務 (2) 主事(2級に掲げる主事を除く。)の職務
2級	特に高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事の職務
3級	主任補の職務
4級	(1) 主任の職務 (2) 総括主任の職務
5級	参事補の職務
6級	参事の職務
7級	参与の職務

「資格を有する職」が1級に割り当てられているが、それでいいか??
そして、3年間での昇給額に差が生じているが、それでいいか??

【参考】 P 1 1 ~ P 1 3

「知っている」「知らない」で、私たちの生活は大きく変わることがあります。

しかし、ただ「知っている」だけでは今までと同じです。

この制度という名の「条例」「規則」。

まずは、「知る」ことから始めてみませんか？

そして、ほとんどの場合、「条例」は議会の可決が必要ですが、「規則」は議会の可決不要な場合があります。

そして**変える**ためには**交渉が必要**です。そのためには、「多くの仲間と声をあげるこ
と」が重要です。

あなたの周りの会計年度任用職員に声をかけて、**自分たちの賃金を見て**ください。

「目からウロコ」ってことがあると思いますよ。

他の自治体の条例の書きぶり

〇〇市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例

〇〇市会計年度任用職員の給料の決定に関する規則

(号給)

第●条・・・**どの給料表を使うのか？基準を示してある。**

(職種別基準表の適用方法)

第●条・・・**職種欄の区分及び学歴免許等欄の区分に応じて適用することを示してある。**

(学歴免許等の資格による号給の調整)

第●条・・・**学歴のほかに、必要な職種による免許等による調整について示してある。**

(経験年数を有する者の号給)

第●条・・・**再度の任用に当たっての考え方が示してある。**

(注意) 職種欄の区分について、学歴や免許の種類で適用や号給の調整がされるようになっていますが、規則にその区分が掲載されていない場合があります。その場合には、基本単組の役員に「当局が持っている適用表が欲しい」と、お願いをして、入手してください。

〇〇市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例施行規則

(経験年数を有する者の号給)

第〇条 職員となった者のうち、職種別基準表の適用に際して用いられるその者の学歴免許等の資格（前条の規定の適用を受ける者にあつては、その適用に際して用いられる学歴免許等の資格を含む。）を取得した時以後の経験年数を有する者の号給は、第〇条第〇項の規定による号給（前条の規定による号数を含む。）の号数に、次の各号に掲げる経験年数の区分ごとに、それぞれその月数を12月（各区分におけるその者の経験年数のうち5年を超える経験年数の月数にあつては、18月）で除した数に当該各号に定める数を乗じて得た数を合算した数（1未満の端数があるときは、これを切り捨てた数）を加えて得た数を号数とする号給とすることができる。

- (1) 職員として同種の職務に在職した経験年数のうち通常勤務時間の1週間当たりの**平均時間が29時間以上**である月からなるもの **4**
- (2) 職員として同種の職務に在職した経験年数のうち通常勤務時間の1週間当たりの**平均時間が20時間以上29時間未満**である月からなるもの **3**
- (3) 職員として同種の職務に在職した経験年数のうち通常勤務時間の1週間当たりの**平均時間が15時間30分以上20時間未満**である月からなるもの **2**
- (4) 職員として同種の職務に在職した経験年数のうち通常勤務時間の1週間当たりの**平均時間が15時間30分未満**である月からなるもの **1**

再度の任用にあたっての給料決定について、一週間あたりの平均勤務時間によって、昇給する号給を示してある。